

下妻市ネーミングライツスポンサー（施設特定型・提案募集型）募集要項

1 はじめに

下妻市では、公共施設等の維持管理において自主財源の確保と施設経営の長期安定化を図るため、ネーミングライツスポンサーの募集を行います。

この募集要項をよくお読みいただき、是非ご提案を検討していただきますようお願いいたします。

2 対象施設等

(1) 施設特定型

本市の公共施設の内、下記8施設を対象とします。

分類	施設名
市民文化系施設	下妻公民館、千代川公民館
社会教育系施設	図書館、ふるさと博物館
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館、千代川運動公園、 下妻市にぎわい広場 Waiwai ドームしもつま
公園	小貝川ふれあい公園

上記の施設については、希望金額等の諸条件があります。詳細は別紙の「公共施設一覧（施設特定型）」をご参照ください。

(2) 提案募集型

本市の公共施設の内、(1) 施設特定型で募集している施設以外を対象とします。ただし、市庁舎・小中学校・保育園などのネーミングライツになじまない施設は除きます。

※ネーミングライツになじまない施設の例

ア 市庁舎などの公用財産

イ 学校、幼稚園、保育園、市営住宅

ウ その他、設置目的及び利用実態等に照らし、愛称を付与することがなじまないなどと判断される施設等

対象施設の例としては、別紙の「公共施設一覧（提案募集型）」をご参照ください。

なお、「公共施設一覧（提案募集型）」はすべての公共施設を網羅するものではなく、本市公共施設の代表例のため、一覧にある施設以外についても、提案可能です（ただし、すべての施設が対象となるわけではありませんのでご注意ください）。

また、公共施設だけでなく、広告効果の見込まれる市有財産も対象とします。ネーミングライツが可能な財産かどうかは、資産経営課までご確認ください。

3 ネーミングライツによる名称

正式名称は変更せず、愛称とします。契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

- (1) 愛称の決定につき記者発表し、市のホームページで公表します。
- (2) 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

4 提案資格

「下妻市広告掲載の取扱いに関する要綱」（第3条関係）に該当する事業者又は該当する事業を主とする法人を除き、ネーミングライツスポンサーになることを希望する法人その他の団体等（以下、「法人等」と言う）が提案できます。

※下妻市広告掲載の取扱いに関する要綱（抜粋）

（広告掲載の要件）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載をしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業に係るもの
- (2) 政治性又は宗教性のある宣伝に係るもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織に関するもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
- (7) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現により誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) 市町村税を滞納している者の広告によるもの
- (9) その他広告掲載をすることが適当でないと認められるもの

5 審査の流れ（概要）

ネーミングライツスポンサーの選定は、次のとおり進めます。

(1) 【法人等】事前相談の申し入れ

ネーミングライツへの提案を希望される方は、条件などの確認が必要なため、事前相談申込書（様式1号）を記載して、必ず本市との事前相談を行って下さい。

(2) 【法人等】提案書の提出

(1)の事前相談終了後にお渡しする提案書（様式2号）を提出することにより、具体的な提案を求めます。

(3) 【下妻市】審査委員会による審査

審査委員会にて審査を行います。ここでは提案金額や契約年数、希望する愛称など基本的

な提案内容について審査し、審査結果は、法人等に通知します。

(4) 【下妻市、法人等】 契約締結に向けた協議

本市と法人等で契約書の締結に向けた協議を行い、速やかに契約書の締結を行います。

※審査等の段階で、提案内容の一部修正を協議する場合があります。この場合、修正協議が調べば、提案内容と契約内容が異なることとなります。

6 提案等にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、ネーミングライツスポンサーの負担とします。

(1) 提案及び契約締結に係る諸費用

(2) 施設に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用

(3) 既存の看板の付替え費用

※付替え費用の算定については、ネーミングライツスポンサーで行っていただきます。

※契約期間満了後、契約を更新しない場合、ネーミングライツスポンサーの負担で原状回復を行っていただきます。

なお、本市ホームページの表示変更は本市で行います。

7 必要書類等の提出及び提出期限

(1) 事前相談申込書の提出

「ネーミングライツスポンサー事前相談申込書（様式1号）」に必要事項を記載していただき、下記のとおり提出してください。

希望する対象施設・愛称・ネーミングライツ料について、確認をさせていただきます。

※相談の結果、内容について変更していただくこともあります。

提出期限：令和6年9月末まで

(2) 提案書及び添付書類の提出

事前相談後に「提案書（様式2号）」をお渡しします。必要事項を記載していただき、「提案書（様式2号）」に記載されている添付書類（企業概要等）をあわせて、提出してください。

提出期限：令和6年10月末まで

8 留意事項

(1) 契約の解除

ネーミングライツスポンサーの事情、違法行為等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

(2) 優先交渉権

契約したネーミングライツスポンサーは、契約期間満了後、次回契約に関して優先的に交渉することができます。

(3) 指定管理者制度等導入施設

対象施設が指定管理者制度等導入施設の場合、市はネーミングライツの導入に関して管理運営受託団体と事前に協議を行い、応募の意思がある場合については、管理運営受託団体を優先交渉権者として決定できることとします。

9 その他

- ・ネーミングライツの希望契約期間は、原則として3年以上とします。
- ・既に公募等により愛称を付している施設等に関しては、その愛称又は施設名を活かした新愛称としてください。
- ・提案金額については、消費税抜きで、できる限り端数の生じないようお願いします。
- ・提案金額については、金銭の提供に代えて、役務の提供（公園の草刈り・備品の修繕等）による提案も可とします。その際、提案書には役務提供を行った場合の見積額を記載したうえで、見積書を添付してください。
- ・1者が複数の施設等への愛称を提案することができます。事前相談については、1通の申込書に複数件の記載も可能です。なお、事前相談後に記入する提案書は、提案施設ごとに提出してください。
- ・提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求められることがあります。
- ・軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。
- ・提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ・提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。

10 問い合わせ先

提案全般に関するご意見・ご質問は下記までお問い合わせください。

いただいたご意見・ご質問に対する回答は、必要に応じて順次ホームページ上で公開いたします。

下妻市総務部資産経営課資産活用係

電話番号：0296-43-2235

FAX：0296-43-1960

E-mail：fm@city.shimotsuma.lg.jp